

外務大臣 岸田文雄 様

写：相川一俊大使 軍縮不拡散科学部長、村上顯樹 軍備管理軍縮課長

## 核軍縮「日本決議案」に関する所感と要請

拝啓 核軍縮・不拡散への日頃のご努力に敬意を表します。

9月17日に「核軍縮のための新しい国連総会『日本決議』」に関する岸田文雄外務大臣への要請」を提出した者として、今次国連総会第1委員会に提出された日本の決議案「核兵器の完全廃棄に向けた結束した行動」（L.26）を強い関心をもって読みました。

### 決議案への感想

まず、核軍縮をめぐる不透明かつ困難な状況の中で、決議案の起草、各国への働きかけはご苦勞の大きかったことと思います。そのことは、米国の名が最初の共同提案国に含まれていないことから察せられます。

しかし、そのようなご苦勞、また出来上がった決議案の包括性、包含性を理解してなお、決議案の内容に得心できないものを感じるのは私たちだけでしょうか。外務大臣、総理大臣が「新しい国連決議」に言及された時、私たちが期待したのは、停滞した核軍縮に新風を吹き込み、日本のみが果たしうる、また果たさなければならぬ使命に応える革新的な決議案でした。しかし、私たちはむしろ、決議案に「保守性」を感じざるを得ません。

もっとも顕著なのは、決議で最初の方で強調されている「核兵器の人道上的結末への懸念」が、「核軍縮のための効果的措置の検討」につながってゆく論理が非常に見えにくい点にあると思います。主文6が「完全廃棄への効果的措置」に触れていますが、その具体的内容がいま問われていることについて、踏み込んだ言及や提案がありません。

これに関して、主文16が、「核兵器のない世界を達成するのに必要な効果的措置を探究する適切な『多国的フォーラム』への参画を奨励する」と述べていることに注目しました。この「フォーラム」は、9月17日に私たちが申し入れた「核兵器のない世界」を達成し維持するために必要な法的枠組みについて継続的な議論を保証する、すべての国と市民社会に開かれた協議の場」にもなりうるものであると理解できます。であれば、既存のフォーラムや他の可能性を排除することなく、私たちの提案を含みうる積極的な内容に決議案を起草することが可能であったのではないのでしょうか。そのような革新的な踏み込みがなかったことが極めて残念です。

### 2つの決議案に賛成してください

第1委員会に提出された諸決議案のうち、私たちは次の2つの決議案に特に注目しています。

\*アイルランド、メキシコなどによる「多国間核軍縮交渉を前進させる」（L.13）。

\*南アフリカによる「核兵器のない世界のための倫理的至上命題」（L.40）。

第1のものは、私たちが日本政府に要請した内容の核心が含まれる決議案になっています。「核兵器のない世界の達成と維持のための新たな法的条項や規範について合意に至ることをめざした交渉を行う公開作業部会」（主文2）を、「国連総会の下部機関としてその手続き規則に則り開催」する（主文3）としています。日本決議の上記の主文16で奨励された「多国的フォーラム」の一つがここに提示されていると理解すれば、日本政府が賛成できるし、すべきものと考えられます。

第2の決議案は、これまでの「核爆発がもたらす人道上の結末」の知見を、倫理的至上命題にまで認識を高めようとするものであり、ヒロシマ、ナガサキを知る被爆国日本として是非とも賛成すべきものと考えます。

私たちは日本政府がこれら決議案に賛成票を投じるよう、強く要請いたします。（以上）

2015年10月30日

NPO 法人ピースデポ

代表 田巻一彦

特別顧問 梅林宏道

（連絡先）

223-0062

横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーネ1F

TEL : 045-563-5101 FAX : 045-563-9907